

— 令和7年度 —

米政策改革推進資料



令和7年2月
新発田市農業再生協議会

令和7年度 米政策改革推進資料 目次

	頁
1 国の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針、 並びに令和7年度の経営所得安定対策等の概要	1
2 新潟県における令和7年産米の需要に応じた生産に係る推進方針	4
3 新発田産米の生産数量目標の推移と取り巻く情勢	5
4 新発田市における令和7年産米需給調整の取組	7
5 経営所得安定対策等の交付金イメージ	10
6 水稻生産実施計画書における留意事項	12
7 経営所得安定対策等に係る交付対象作物の作付状況の確認	13
8 新発田の美味しいお米コンテスト	14
9 今後のスケジュール	14
10 令和8年産以降の生産数量目標の目安の考え方	14
水稻生産実施計画書等記入要領	15

<生産調整方針の参加について>

現在、どの方針作成者にも参加していない農業者は、いずれかの方針作成者の生産調整方針に参加し、生産数量目標の目安に即した生産を行うようお願いします。

そのほか、ご不明な点は…

新発田市農業再生協議会 まで

(新発田市 農林水産課 生産振興係 TEL 33-3108)

新発田市農業再生協議会 委員

委員 31名

	氏名	備考
会長	宮村正義	新発田市農業委員会会長
副会長	齋藤松郎	北新潟農業協同組合経営管理委員会会長
監事	曾我崇	新潟県農業共済組合理事
監事	長谷川義明	土地改良区代表（豊浦郷土地改良区理事長）
委員	近藤勇二	農業者代表
委員	姉崎信弘	農業者代表
委員	戸嶋正樹	農業者代表
委員	真嶋智広	農業者代表
委員	石井寛史	北新潟農業協同組合（方針作成者）
委員	後藤和己	(有)佐々木耕起組合（方針作成者）
委員	渡辺正弘	(株)渡正（方針作成者）
委員	佐瀬直司	(有)共生の大地にいがた二十一（方針作成者）
委員	田中良一	(株)ネイグル新潟（方針作成者）
委員	熊倉秀一	(株)新潟ケンベイ（方針作成者）
委員	石澤正樹	(有)笹川肥料店（方針作成者）
委員	布施真一	米杜氏生産者協同組合（方針作成者）
委員	諏訪孝男	越後米穀(株)（方針作成者）
委員	清田雅人	(株)せいだ（方針作成者）
委員	内田彰	(株)さきがけ（方針作成者）
委員	野口政男	(株)野口政一商店(芝田事業協同組合)（方針作成者）
委員	瀧澤毅	(株)瀧澤（方針作成者）
委員	古田初男	(株)みのぐち（方針作成者）
委員	早川浩右	(有)早川商店（方針作成者）
委員	中林博幸	(株)中栄商店（方針作成者）
委員	吉田淳一	神山物産(株)（方針作成者）
委員	本間和史	(株)越後新鮮組（方針作成者）
委員	柴野憲	(株)ケイエスアグリ（方針作成者）
委員	川瀬雄介	(株)川瀬農園（方針作成者）
委員	清田恭司	(株)関口商店（方針作成者）
委員	吉田丈夫	(株)新潟クボタ（方針作成者）
委員	岡村雄一郎	プログリー(株)（方針作成者）

【事務局】

新発田市 農林水産課 生産振興係

〒959-2415 新発田市住田510

TEL (0254) 33-3108 FAX (0254) 33-3930

1 国の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針、並びに令和7年度の経営所得安定対策等の概要

(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和6年10月 農林水産省）

- 国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組む。
- 水田の有効活用により自給率の向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用拡大に取り組む。
- 国が行う備蓄は、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を適正水準として保有する。
- 令和6／7年の主食用米等の需要量の見通しは、674万トンとする。（対前年比▲8万トン）

<説明>

- ・ 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行う。
このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わない。
- ・ 全国の令和6／7年の需要見通しは、平成8／9年～令和5／6年までの全国需要実績等の値を用いたトレンド（回帰式）により算出した674万トンとする。

(2) 経営所得安定対策等の概要

➢ 水田活用の直接支払交付金

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価	（交付対象水田）
麦、大豆、飼料作物*	35,000円/10a	・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。 ・5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。 ・水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。
WCS用稲	80,000円/10a	
加工用米	20,000円/10a	
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a	

※1 飼料作物の多年性牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※2 飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a(5.5～8.5万円/10a)

令和8年度において標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)とする

② 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援する。

➤ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

[交付単価]（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg			

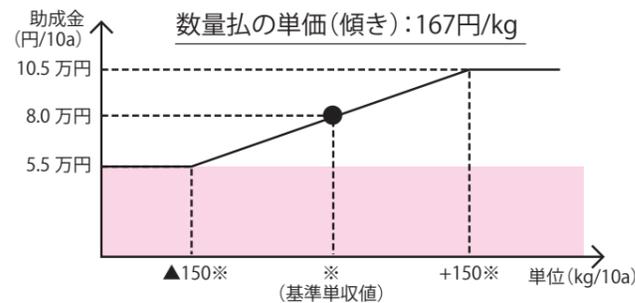
[面積払] 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

<説明>

- 水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。

【飼料用米（多収性品種）、米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）】



- 数量払による助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とする。
- ※は、標準単収値として、令和6年産の基準単収値を適用する。（当年産の作柄に応じた調整が行われる）。

<説明>

- 畑作物の直接支払交付金は、認定農業者、集落営農、又は認定新規就農者（いずれも規模要件は課さない。）に対して、諸外国との生産条件の格差による不利があることを踏まえ経営安定のため交付する。
- 面積払は、希望者に対して当年産の作付面積に基づき支払う。
- 面積払については、単収が市町村等別の基準単収の2分の1未満の場合、低単収となった理由書とその証拠書類の提出があり、自然災害等の合理的な理由があることの確認ができない限り、返還または不交付となりますのでご注意ください。
- 交付金は、面積払を先に行い、その後、販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う。

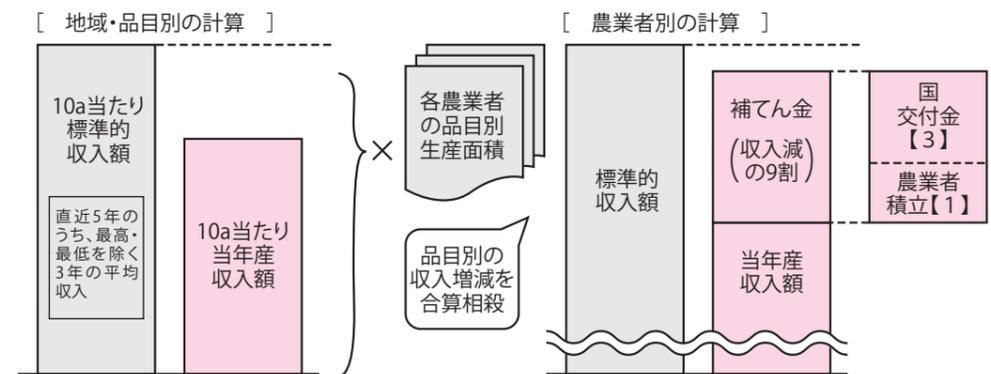
➤ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

主食用米（備蓄を含む）、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和6年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合、その差額の9割を加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填する。

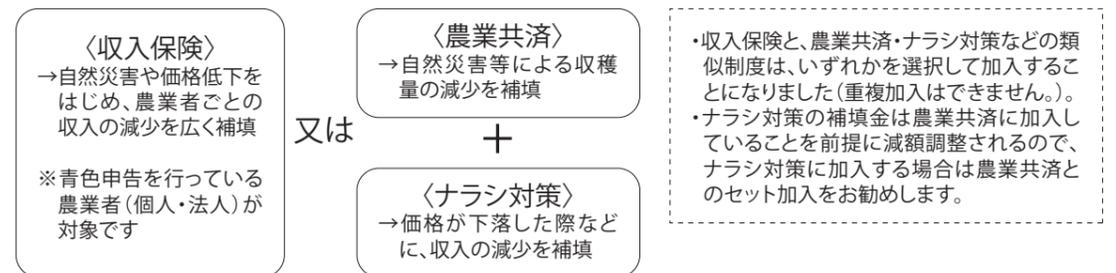
<説明>

- 米・畑作物の収入減少影響緩和対策の補填金は、認定農業者、集落営農、又は認定新規就農者（いずれも規模要件は課さない。）に対して支払う。

【交付単価の算定】



収入保険が始まり、セーフティネットの選択肢が増えました



収入保険の概要

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補填します。

【加入できる方】

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

【対象収入】

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

【補填の仕組み】

○保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填します。

○農業者は、保険料、積立金等を支払って加入します。（任意加入）

2 新潟県における令和7年産米の需要に応じた生産に係る推進方針

(1) 基本的な考え方

令和6年4月以降、全国的に米の販売量が堅調に推移する中で、8月8日に発表された南海トラフ地震臨時情報や、その後の地震・台風等による買い込み需要が発生したことで、8月以降は県内でも一部の店舗で米が品薄となった。

また、新潟米の作柄は令和5年産、6年産と2年続けて「やや不良」となり、主食用米は生産数量目標を確保できていない。

このため、本県は、日本の食料供給基地として食料安全保障の確保に貢献し、新潟米を求める全国の消費者に年間を通じて安定供給できるよう、必要な主食用米の生産量の確保を図る。

併せて、県産の非主食用米等の安定供給を求める声が高まっていることから、県内の米関連食品産業等と連携しながら、原料となる非主食用米等を需要に応じて安定的に供給する。

(2) 推進内容

【県協議会】

- 県生産目標の実現に向け、地域協議会と連携した需要に応じた生産の推進
- 市町村への早期の生産目安の提示
- 産地交付金の県設定支援の強化による非主食用米生産への誘導
- 大規模認定方針作成者への主体的な非主食用米の生産の誘導に係る働きかけ

【地域協議会】

- 地域の生産目標や農業者ごとの生産の目安の早期設定、認定方針作成者や農業者への提示
- 地域の生産目標の実現に向けた需要に応じた生産の推進
- 認定方針作成者の事前契約等に基づく需要量の把握や、認定方針作成者が行う需要に応じた米生産の取組状況の把握及び支援
- 特色ある産地づくりに向けた産地交付金の効果検証と活用方法の見直し、活用啓発
- 今後も規模拡大していく経営体に対し、作期分散やリスクヘッジとしての非主食用米の導入を推進するとともに、コスト低減技術及び多収性品種の導入を推進

【認定方針作成者】

- 農業者が持続的な農業経営を展開できるよう、主食用米と非主食用米を合わせて集荷するなど、主体的な非主食用米の生産の誘導
- 需要に応じた生産・販売の推進主体として、地域農業再生協議会に積極的に参画し、水田収益力強化ビジョンを踏まえ、農業者への働きかけ
- 各種支援策を活用した非主食用米や大豆、麦、飼料作物、高収益作物等の作付推進

3 新発田産米の生産数量目標の推移と取り巻く情勢

(1) 新発田産米の生産数量目標の推移

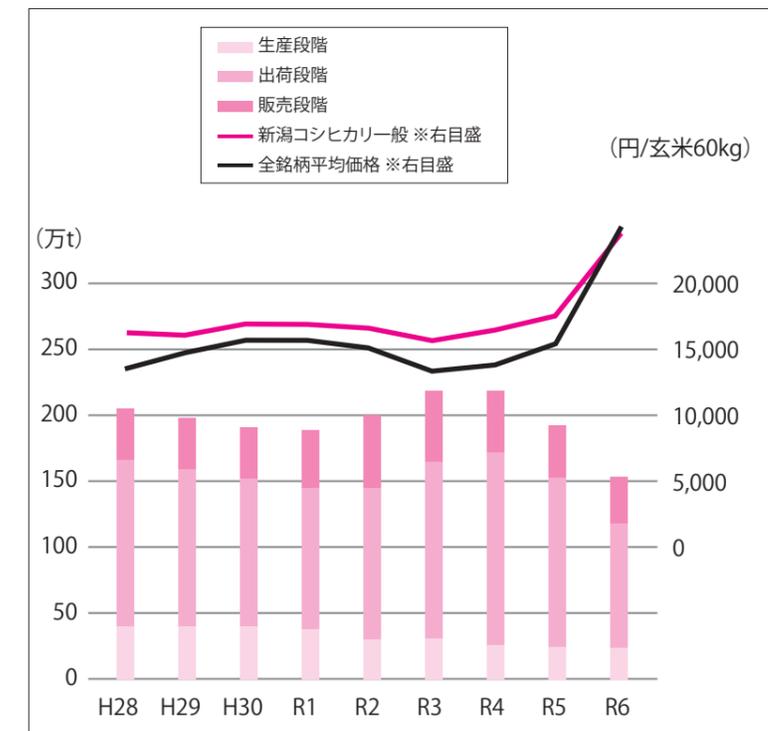
- 令和6年までの生産数量目標、県内シェアはほぼ横ばいを確保する。令和7年も引き続き、国による都道府県別の生産数量目標の配分が行われないため、国の需要見通し、県提示の目標参考値を活用した数値とする。

(単位：t、%)

	R3	R4	R5	R6	R7
全 国	693 万	675 万	669 万	669 万	683 万
新潟県	520,000	538,000	545,400	546,000	562,400
全国における新潟県シェア	(7.50)	(7.97)	(8.16)	(8.16)	(8.34)
新発田市	30,633.00	30,965.00	30,962.00	30,781.00	31,606.00
新潟県における新発田市シェア	(5.89)	(5.76)	(5.68)	(5.64)	(5.62)

(2) 米の6月末在庫量（民間在庫量）と相対取引価格の推移

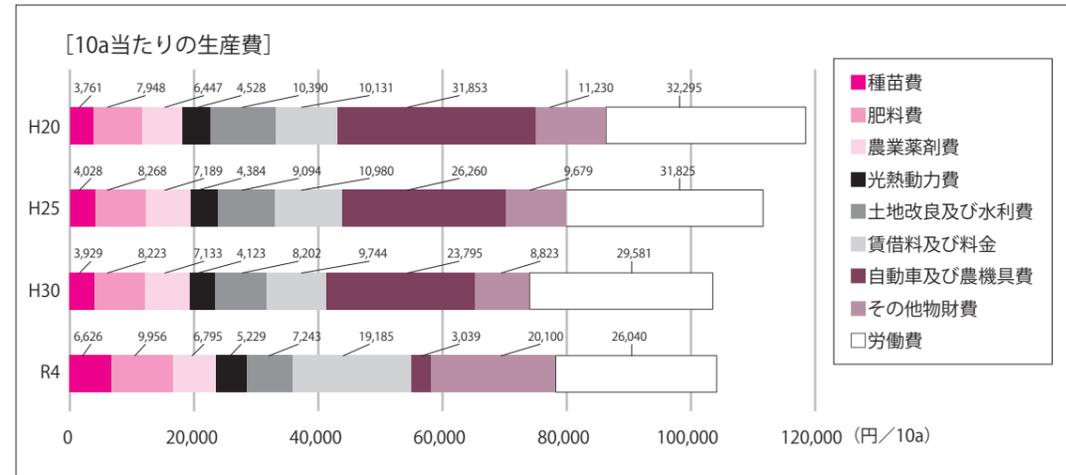
- 米価の安定には、積極的な需給調整によって需給バランスを図ることが重要である。



資料 政府及び民間流通における6月末在庫（農林水産省） ※政府保有分除く
米の相対取引価格（農林水産省）

(3) 作付面積の規模別（10 a 当たり）の生産費の推移（新潟県）

➤ 肥料高騰など、世界情勢による影響が懸念されるものの、規模拡大によるスケールメリットとコスト意識は今後も必要である。



資料 新潟農林水産統計年報（農林水産省）

(4) 新潟米基本戦略

基本的な考え方

- 米については、需要に応じた生産を基本としつつ、主食用米・非主食用米を合わせた米全体での需要拡大と、生産者所得の最大化のための多様な米づくりを推進する。
- 更に、本県の強みである米に加え、国産大豆等のニーズの高まりへの対応や、園芸導入により経営の幅を広げ、水田フル活用による本県農業の成長産業化を進める。

目指す方向

(1) 米

銘柄間で需給に差があるため、用途ごとに需要に応じた生産を推進するとともに、事前契約を推進し、安定的な取引の実現を図る。
併せて、経営規模の拡大に対応し、農作業ピークの平準化や気象災害等のリスク管理の観点から、機械・施設の規模や労力等に応じた的確な品種構成を推進する。

ア 主食用米

- ・ コシヒカリは、家庭内消費が中心であり、需要の減少に見合った生産を行う一方で、食味・品質を確保するため、食味を重視した米づくりを徹底する。
中山間地域等では、立地条件を活かし、付加価値の高い米づくりを推進する。
- ・ 新之助は、全国的な認知向上を図り需要を拡大するとともに、高いレベルで安定した食味・品質の確保を最優先とした取組を推進する。
- ・ 業務用米は、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が見通せない中、事前契約で確実な需要を見極め、需要の拡大を図るとともに、生産者の所得確保に向け多収獲生産やコスト低減を推進する。

イ 非主食用米

- ・ 加工用米・輸出用米・米粉用米は、県内をはじめ国内外の食・食品産業等との関係を構築し需要の拡大を図るとともに、生産者の所得確保に向け、多収獲、低コスト栽培を推進し、複数年契約の推進による安定供給を図る。
- ・ 米価変動の影響を受けない飼料用米は、国の支援制度を踏まえ、水田フル活用や経営の安定化の観点から活用を図る。

(2) 大豆・麦等

- ・ 近年、生産面積が縮小傾向にある中、県内実需者からの需要に応じた生産を実現するため、排水対策等の基本技術の徹底により品質・収量の高位平準化を図り、安定供給を推進する。

資料 新潟米基本戦略（新潟県）

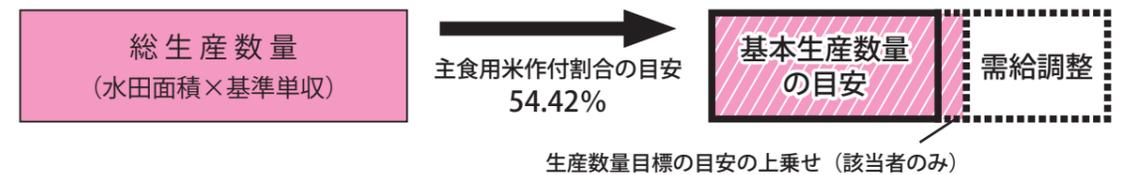
4 新発田市における令和7年産米需給調整の取組

- 平成30年産米から国による生産数量目標の配分が廃止となったが、需要に応じた米の生産・販売を実現し、米価の安定を図るため、的確な需給調整を推進する。
- 引き続き需要に応じた米の生産・販売を推進するため、「生産数量目標の目安」を各農業者へ提示する。
- 方針作成者は、目安提示ルールに基づき、生産調整方針に参加する農業者へ生産数量目標の目安を提示する。
- 方針作成者による需給調整の誘導の強化及び担い手育成の取組の観点から、生産数量目標の目安の上乗せを行う。
- 水田活用の直接支払交付金（産地交付金）を最大限に活用した、水田フル活用および非主食用米等、転作作物の作付拡大の推進を図る。

(1) 新発田市の生産数量目標

	令和7年産米		前年比 増減率 (%)	令和6年産米	
	生産数量目標の目安 (t)	面積換算（参考） (ha)		生産数量目標 (t)	面積換算 (ha)
新発田市	31,606.00	5,757	2.68	30,781.00	5,556.19

(2) 基本生産数量の目安



	生産数量目標の 目安		備考
	(t)	面積換算 (ha)	
基本生産数量の目安(20a以上)	25,739	4,688.49	配分率 54.42%
方針作成者裁量枠上乗せ数量	2,366	431.12	
担い手への上乗せ数量	1,479	269.45	
飯米・縁故米等(20a以上)	1,700	309.65	
飯米農家分(20a未満)	320	58.29	
合計	31,606	5,757	

※水田面積が20a未満の農業者については、飯米農家とみなし、100%の目安提示とする。

※「面積換算」は、新発田市における令和7年産米の合理的な単収549kg/10aで一律算出した。

※小数点以下の切り捨て等により、合計と集計値は一致しない場合がある。

(3) 基準単収

基準単収は、農業共済組合収量等級データを補正（全国統一算式）した数値を用いて、農家ごとに設定する。

- 県によって示された新発田市における令和7年産米の合理的な単収は549kg/10a。(過去10年間のうち最高と最低を除いた8年間の平均値を用いて算出)
- 新発田市の平均単収が549kg/10aとなるよう、以下の手順で基準単収を設定する。

- ① 耕地別の単収は、農業共済組合の収量等級データを使用する。
- ② 農家別に単収（耕地別の単収の加重平均）を設定する。
- ③ 農家別の単収を県から示された合理的な単収（549kg/10a）に整合するよう、補正係数により補正する。

(4) 方針作成者裁量枠上乗せ数量

新発田市農業再生協議会（以下「協議会」という。）では、方針参加農家の耕作面積に応じて、生産数量目標の目安の上乗せを行う。

方針作成者裁量枠上乗せ数量の算出方法については、次のとおりとする。

- ・協議会から希望する方針作成者に対して、方針参加農家の主食用米（飼料用米を除く）の耕作面積に応じて方針作成者裁量枠上乗せ数量（2,366t）を按分して算出する。
- ・方針作成者は、方針参加農業者等に対して生産数量目標の目安の上乗せを行う。

(5) 担い手への上乗せ数量

協議会では、担い手育成の観点から、一定の要件を満たした担い手に対して生産数量目標の目安の上乗せを行う。

	内容	留意事項
対象者	次のいずれかを満たすこと ① 認定農業者（個人、法人）で、経営面積（田・畑）が4ha以上であること ② 集落営農組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・左記基準日は、令和6年12月25日 ・新たに認定農業者になる農業者は、令和6年12月25日までに申請し、認定が確実と見込めること ・既に認定農業者で要件を満たす農業者は、申請等の手続きは不要
上乗せ数量の算出方法	水田経営面積割合に応じて、担い手への上乗せ数量（1,479t）を按分して算出	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農等は、構成員個人ごとの水田経営面積割合（令和6年12月28日を基準日とした農地法等に基づく所有権移転や利用権の設定を行う農地）に応じて担い手への上乗せ数量を按分して算出 ・目安の提示後、面積の変更等が生じたとしても数量の調整は行わない
作付銘柄	上乗せされた数量に相当する面積については、「売れる米づくり」に資する作付けに努めること	

(6) 生産数量目標の目安の提示方法

協議会は、方針作成者に対して生産数量目標の目安を提示し、方針作成者は、提示を受けた生産数量目標の目安の範囲において、協議会で決定された目安提示ルールに基づき、生産調整方針に参加する農業者へ生産数量目標の目安を提示する。併せて、生産数量目標の面積換算値の目安も提示する。

なお、令和6年において、いずれの方針作成者にも参加していない農業者については、協議会が直接通知を行う。

5 経営所得安定対策等の交付金イメージ

【助成内容】 (単位：円/10a)

品目	R7年度							
	【国の支援】			【県の支援】		【地域の支援】		合計(最大)
	畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	戦略作物助成 コメ新市場/ 畑作物産地形成	要件	産地交付金	要件	産地交付金	要件	
大豆	面積払 20,000 数量払 +α	戦略作物助成 35,000 畑作物産地形成 (※1)40,000	(※1)畑作物産地形成 促進事業 低コスト生産の取組を 3つ以上実施(P11)	—	—	生産コスト低減 15,000	・0.5ha以上作付 ・生産性向上の取組 を1つ以上実施(P11)	70,000+α (※1)75,000+α
そば	面積払 13,000 数量払 +α	—	—	作付支援 20,000	—	生産コスト低減 2,000	・0.5ha以上作付 ・排水対策を実施	35,000+α
飼料作物	—	戦略作物助成 35,000	—	生産性向上 5,000	生産性向上の取組を 2つ以上実施(P11)	生産コスト低減 3,000	・0.3ha以上作付 ・生産性向上の取組 を1つ以上実施(P11)	52,000
						耕畜連携 9,000	資源循環の取組 を実施	
WCS用稲	—	戦略作物助成 80,000	—	生産性向上 5,000	生産性向上の取組を 2つ以上実施(P11)	生産コスト低減 3,000	・0.5ha以上作付 ・生産性向上の取組 を1つ以上実施(P11)	97,000
						耕畜連携 9,000	資源循環の取組 を実施	
飼料用米	—	戦略作物助成 55,000~105,000 (収量に応じて)	—	—	—	生産コスト低減 2,000	・0.5ha以上作付 ・生産性向上の取組 を1つ以上実施(P11)	66,000~ 116,000
						耕畜連携 9,000	飼料用米生産ほ場の のわら利用	
米粉用米	—	戦略作物助成 55,000~105,000 (収量に応じて)	—	生産性向上支援 10,000	低コスト生産の取組を 2つ以上実施(P11)	—	—	65,000~ 115,000
加工用米	—	戦略作物助成 20,000 コメ新市場開拓等 促進事業 (※2)30,000	(※2)コメ新市場開拓 等促進事業 低コスト生産の取組を 3つ以上実施(P11)	安定生産支援 10,000	複数年契約(R5~7, R6~8, R7~9)を締結 すること、または低コ スト生産の取組を2つ 以上実施(P11)	—	—	30,000 (※2)40,000
新市場 開拓用米	—	コメ新市場開拓等 促進事業 (※2)40,000	(※2)コメ新市場開拓 等促進事業 低コスト生産の取組を 3つ以上実施(P11)	作付支援 (※2)20,000	コメ新市場との 重複なし	輸出 (米コン受賞者) 5,000	「新築田のいい お米コンテスト」10位 以内に入賞した実績 があり、新築田市 DMO輸出事業対象と なること	46,000 (※2)66,000
				低コスト生産 10,000	低コスト生産の取組 を2つ以上実施(P11)	輸出 (有機栽培) 6,000	JAS法に基づき 「有機JAS」に適合した 生産が行われている こと	
				複数年契約支援 10,000 (コメ新市場対象者のみ)	R7~9まで3年以上 の契約を新たに締結			
高収益作物 (地域振興作物)	—	畑作物産地形成 促進事業 加工玉ねぎ 加工キャベツ等 (※1)40,000	(※1)畑作物産地形成 促進事業 低コスト生産の取組を 3つ以上実施(P11)	—	—	作付拡大助成 20,000	対象作物:P11参照	45,000 (※1)85,000
						拡大支援 25,000 (拡大分のみ)	・前年からの増加 面積に応じて算出 ・対象作物:P11参照	
地力増進作物	—	—	—	—	—	地力増進支援 20,000	すき込みを行った ほ場に当年度又は 次年度に販売を目的 とした高収益作物など の作付および出荷販売 を行うこと	20,000

(※1) 該当年度において、畑作物産地形成促進事業が採択された場合、¥40,000/10aに切り替え。

(※2) 該当年度において、コメ新市場開拓等促進事業が採択された場合、加工用米 ¥30,000/10a、新市場開拓用米 ¥40,000/10aに切り替え。

●必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定、および適切な生産が行われていることを前提とします。

●国・県からの配分状況・指示等により、記載内容は変更となる場合があります。最新の単価・要件、および交付金支払予定日については、新築田市ホームページをご確認ください。

(初回掲載： R7年8月中旬頃、単価等の見直しが発生する場合：R8年3月中旬頃)

掲載先： <https://www.city.shibata.lg.jp/jigyosha/nourin/nougyo/1019896.html>



【助成対象地域振興作物一覧】

作物コード	作物名	作物コード	作物名	作物コード	作物名
170	花き・球根類	411	長ねぎ	428	アスパラガス
171	チューリップ	412	ほうれんそう	433	オクラ
180	薬用作物	414	たまねぎ	436	ブロッコリー
230	ユリ(切り花用)	420	さといも	438	オータムポエム
400	ぎゅうり	421	れんこん	447	食用菊
401	トマト	423	えだまめ	450	やまのいも
402	なす	424	さやいんげん	459	からし菜
405	いちご	425	スイートコーン	491	いちご(越後姫)
408	キャベツ	426	食用ばれいしょ	493	山菜類

【低コスト生産に資する取組・生産性向上のための取組】

取組内容	低コスト生産					生産性向上	
	加工用米	新市場開拓用米	米粉用米	大豆	高収益作物	WCS用稲	飼料作物
直播栽培	○	○	○			○	
疎植栽培	○	○	○			○	
高密度播種育苗栽培	○	○	○			○	
プール育苗	○	○	○			○	
温湯種子消毒	○	○	○			○	
効率的な移植栽培	○	○	○			○	
作期分散	○	○	○				
土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	○	○	○	○		○	○
効率的な施肥	○	○	○	○		○	
効率的な農薬処理	○	○	○			○	
化学肥料の使用量削減	○	○	○	○	○		
化学農薬の使用量削減	○	○	○	○	○		
多収性品種の導入	○	○					
農業機械の共同利用	○	○	○			○	○
スマート農業機器の活用	○	○	○			○	○
ほ場由来の温室効果ガスの削減	○	○	○	○	○		
ほ場への炭素貯留	○	○	○	○	○		
取組拡大	○	○	○			○	○
大豆 300A 技術				○			
難防除雑草対策				○			
新品種の導入				○	○		
均平作業(傾斜均平)				○	○		
摘心栽培				○			
畝間かん水				○			
排水対策				○	○		○
新たに実施する農業機械の共同利用				○	○		
新たに実施するスマート農業機器の活用				○	○		
土層改良				○	○		
畦畔除去				○	○		
生物農薬の導入					○		
農薬によらない病害虫対策					○		
農薬によらない土壌消毒					○		
農薬のドリフト対策					○		
中耕							○
耕畜連携(資源循環)						○	○
コントラクターへの作業委託						○	○
集積・団地化						○	○
担い手が行う取組						○	○
飼料成分情報の提供						○	○
不耕起播種							○
WCS用稲専用機の活用						○	

※国・県からの指示により、記載内容は変更になる場合があります。

6 水稻生産実施計画書における留意事項

- 水稻生産実施計画書は、方針作成者が配布を行い、農業者は、計画内容を記載して、方針作成者から提示のあった期日までに提出するものとする。水稻共済耕地等明細書を兼ねる。

(1) 特定作業受委託の対象農地の取り扱い

農作業受委託のうち、次のすべてを満たすものが対象となる。

① 基幹3作業の受委託であること	※基幹3作業 水稻：「耕起・代かき」「田植え」「稲刈り・脱穀」 麦・大豆・その他：「耕起・整地」「播種」「収穫」
② 収穫物の販売名義が受託者にあること	
③ 販売収入の処分権を受託者が有していること	

個人農業者と個人農業者		委託者 (個人農業者)	受託者 (個人農業者)	備考
	水稻	削除する	追加する	通常の農地売買・貸借と同じ
麦・大豆・その他	削除しない	追加しない		

個人農業者と集落営農等の特定農業者団体		委託者 (個人農業者)	受託者 (集落営農等)	備考
	水稻	削除する	追加する	通常の農地売買・貸借と同じ
麦・大豆・その他	削除する	追加する	通常の農地売買・貸借と同じ	

(2) 加工用米、新規需要米（米粉用米、飼料用米等）等による需給調整の取組方法

- ① 備蓄米は、圃場の特定を行わず、出荷契約数量に基づき出来秋に出荷する一括管理方式により、生産数量目標の目安の外数として取り扱う。この場合、出荷先別に各作物の取組数量（30kg 袋単位）及び換算面積を記入するものとする。
- ② 加工用米及び新規需要米（米粉用米、飼料用米等）は、主食用品種においても圃場1枚を単位として作付け、かつその圃場を特定する区分管理方式によることができる。
- ③ 主食用として一般に生産されていない多収品種は、区分管理方式による。

(3) 交付対象水田除外となる水田

- ① 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地
- ② 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの
 - ア たん水設備（畦畔等）を有しない農地（本地に直ちに均平することが難しい傾斜がある場合を含み、作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除きます。）

イ 所要の用水を供給しうる設備（用水源及び用水源から引水を行う用水路等の設備）を有しない農地（天水のみで水稻生産が行えることを近隣水田の生産実績等で示すことができる場合を除きます。）又は土地改良区内にあっては水稻生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地

- ③ 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地

ただし次に掲げる場合を除きます。

ア 人・農地プラン又は、地域計画において近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）として位置付けられたもの

イ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの

ウ 農地中間管理権が設定されたもの

- ④ 令和9年度以降、過去5年連続して水稻の作付けが行われていない農地、ただし、次に掲げる場合を除く

ア 災害復旧に関連する事業が実施されている場合

イ 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

なお、次の全てに該当する場合は、水稻作付けが行われたものとみなす

ア たん水管理を1ヶ月以上実施したことが確認できること

イ 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

- ⑤ 「畑地化」した農地

(4) 事前調整（数量調整）

米の生産数量調整の実施にあたっては、加工用米等の取組も含め、方針作成者内での調整を充分図るものとする。（方針作成者内の調整結果は、参加先の方針作成者から提示がある。）

7 経営所得安定対策等に係る交付対象作物の作付状況の確認

経営所得安定対策等に係る交付対象作物の作付状況の確認は、方針作成者及び協議会事務局等が次の方法で行う。

- 経営所得安定対策等交付金の対象となる圃場について、現地確認簿及び確認図面を用いて現地見回りにより作付状況の確認を行う。

※立て札表示による圃場の確認は行いません。

8 新発田の美味しいお米コンテスト

新発田市は、米どころ新発田において、日本一おいしい米づくりに取り組む農業者等の日ごろの努力を称え、今後の意欲的な米づくりに対する応援を行い、「新発田産米」をPRする。

審査は、整粒歩合、たんぱく質含有率、味度値、食味官能試験を中心に実施し、上位3点を「金賞米」「銀賞米」「銅賞米」として選定し、表彰する。

9 今後のスケジュール

	令和7年									
	2月			3月	4月		5月		6月	7月以降
	上旬	中旬	下旬	上旬～	上旬～	中旬	下旬	上旬～	上旬～	
協議会	方針作成者へ生産数量目標の目安等の情報の提供 →				全体の数量調整の実施 →	水稻生産実施計画書の変更締切 →	生産調整方針参加先の確定 →	生産数量目標の目安等の確定 →	経営所得安定対策に係る交付対象「圃場」の現地確認 →	
方針作成者		農業者へ生産数量目標の目安等の提示 →	参加農業者間の数量調整 →	協議会へ水稻生産実施計画書の提出 →						
農業者		水稻生産実施計画書へ計画内容の記載 →	方針作成者へ水稻生産実施計画書の提出 →							
備考	方針、担い手の上乗せ数量を含む									

10 令和8年産以降の生産数量目標の目安の考え方

➤ 令和7年産の状況や国・県から提供される情報も参考にしながら、引き続き需要に応じた米の生産・販売を実現し、米価の安定を図るため、行政・生産者団体・現場が一体となつて的確な需給調整を推進していく。

次ページの記入例を参照の上、下記の事項に留意して令和7年度の水稲生産実施計画書を作成してください。

1 氏名

氏名は、米穀出荷登録者名と同じにしてください。

また、実施計画書の裏面に記載されている内容に承諾いただき、提出してください。
(押印不要)

2 水田面積

水田面積は台帳面積×97%（畦畔相当分3%を除く。小数点以下切捨て）とします。

面積単位は、㎡（平方メートル）になります。（面積単位は全て㎡（平方メートル）単位で表示します。）

3 水稻作付面積、転作面積

記入は、㎡（平方メートル）単位で記入願います。（a（アール）単位ではありません）

作分けする圃場についても、㎡（平方メートル）単位で記入願います。

転作の実施は基本的に圃場1筆を単位とします。

ただし、かい廃カウント・補償田カウントの場合は、該当する台帳面積×97%（畦畔相当分3%を除く。小数点以下切捨て）が転作面積となります。

なお、令和6年度にかい廃カウントとなった水田については、令和7年度の水稲生産実施計画書から当該面積分を削除しています。

※公共用地等による買収された水田は、その旨記入願います。

4 作物等名

作物等名は、具体的に記入してください。

（特別定着カウント（水田区分：N、5等）は、原則的に変更・水稻復帰できません。）

また、かい廃カウント・補償田カウント等は、必ず理由・相手先を記入してください。

5 水田の移動

売買や貸借で水田を移動する場合は、必ず相手方の集落名（住所）と氏名を記入し、相手方の実施計画書も同様に修正してください。

また、水田の売買・貸借は市農業委員会を通じて行ってください。

水田の移動がある場合は、以下の計算式に基づいて、水稻生産数量目標、水稻作付面積目標を修正して下さい。

① 基本生産数量(kg) = 水田面積(㎡) × 基準単収 ÷ 1000 × 0.5442

② 水稻生産数量目標(kg) = 水稻生産数量目標内訳の合計

③ 水稻作付面積目標(㎡) = 水稻生産数量目標 ÷ 基準単収 × 1000
(小数点以下切捨て)

※ 別紙の記入例参照

6 調整数量

水稲生産数量目標の受委託を行った場合は、以下の計算式に基づいて、水稲生産数量目標、水稲作付面積目標を修正して下さい。

- ① 調整数量（受委託数量）の記入（委託者はマイナス委託数量 kg、受託者はプラス受託数量 kg となります。）
- ② 水稲生産数量目標 (kg) = 水稲生産数量目標内訳の合計
- ③ 水稲作付面積目標 (㎡) = 水稲生産数量目標 ÷ 基準単収 × 1000
(小数点以下切捨)

※関係者での調整、話し合いで確定した数量を記入してください。希望を記入しても、処理はできません。

7 加工用米の提示方法、換算面積

加工用米の取組は希望数量方式です。取り組む意向のある方は、実施計画書の加工用米の欄に出荷先別に取組数量、換算面積を記入してください。

※加工用米を複数の業者へ出荷する場合は、出荷先と数量、面積をそれぞれ記入願います。

※換算面積は、うるち、もち共に、基準単収を基礎として算出してください。

・加工用米面積 (㎡) = 加工用米 (袋数) × 30 ÷ 基準単収 × 1000 (小数点以下切捨)

8 備蓄米・米粉用米・飼料用米・新市場開拓用米（輸出用米等）の提示方法、換算面積

備蓄米・米粉用米・飼料用米・新市場開拓用米（輸出用米等）の取組は希望数量方式です。取り組む意向のある方は、実施計画書の備蓄米・米粉用米・飼料用米・新市場開拓用米（輸出用米等）の欄に取組数量、換算面積を記入してください。

※換算面積は、基準単収を基礎として算出してください。

・換算面積 (㎡) = 備蓄米等 (袋数) × 30 ÷ 基準単収 × 1000 (小数点以下切捨)

9 調整水田等の不作付地の改善計画の該当圃場について

「所在地」欄の地番の後に「***注意」が付いている圃場は、令和7年度に作物の作付けが行われない場合、交付金の交付対象農地から除外されてしまいますので、作物の作付けに努めてください。（交付対象農地から除外されても転作のカウントにはなりません。）

10 水田活用の直接支払交付金の交付対象外圃場の申告について

今後、水稲作付が困難な圃場に該当する場合は、「復田不可」の欄に○印を記入してください。

11 水田活用

① 「出荷」欄については、転作作物の出荷予定について、「有・無」のいずれかに○印を記入してください（飼料作物で自家利用する場合は「有」に○印を記入）。「出荷」欄が「有」の場合は、主な出荷先を記入してください。

② 「特定作業受託者情報」欄については、大豆等転作作物の作業を受託する農業者名等を記入してください。

③ 減収を伴う栽培に取り組む場合は、「作物等名」に栽培方法も記入してください。

※記入例 減減栽培（県認証、JA 特裁、その他）、直播減減栽培、有機栽培、直播栽培

面積表記は全てm²(平方メートル)単位となりますので、ご注意ください

令和7年度(産)水稲生産実施計画書 兼 水稲共済耕地等明細書

記入例

参加方針作成者		地区	集落	農家番号	共済組員	氏名		電話番号	Eメールアドレス	住所	担い手	ページ	連番										
〇〇〇〇〇		〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	新発田 一郎		22-xxxx		新発田市 〇〇〇〇〇 〇〇〇番地		1	1										
耕地番号	分筆番号	所在地		面積		水稲作付(引受)面積 m ²	転作面積 m ²	作物等名	品種名	交付対象作物の作付 有 無	転作作物の主な出荷先 有 無	特定作業受託者情報等		移動 ○印をつける	備考	復田不可	水田区分	作物等	収量等級	栽培管理			
				台帳面積 m ²	水田面積 m ²							集落 又は住所	氏名										
0001	1	島湯	赤沼	1000		2037		水稲	こしいぶき	有	無	JA	西塚ノ目	〇〇組合	売 貸	買 借							
0002	1	島湯	赤沼	1001		2037		飼料用米	新潟次郎	有	無				売 貸	買 借							
0003	1	島湯	赤沼	1002		2037		水稲	コシヒカリ	有	無				売 貸	買 借							
0004	1	島湯	赤沼	1003		2037		大豆		有	無	JA	西塚ノ目	〇〇組合	売 貸	買 借							
0005	1	島湯	赤沼	1004		1164		調整水田(全体)		有	無				売 貸	買 借							
0006	1	島湯	赤沼	1005		1164		アスパラガス		有	無	JA			売 貸	買 借							
0007	1	島湯	赤沼	1006		1164		減減(県認証)	//	有	無				売 貸	買 借							
0008	1	島湯	赤沼	1007		1164		減減(JA特裁)	//	有	無				売 貸	買 借							
0009	1	島湯	赤沼	1008		582		WCS用稲	こしいぶき	有	無				売 貸	買 借							
0010	1	島湯	赤沼	1008-2	***注意	582		自己安全管理		有	無				売 貸	買 借							
0011	1	島湯	赤沼	1009		582				有	無		西塚ノ目	〇〇 〇〇	売 貸	買 借							
島湯 赤沼 2001						6100		水稲	こしいぶき	有	無		東塚ノ目	△△ △△	売 貸	買 借							

地番の後に「***注意」が付いている場合は、作物の作付を行わないと交付金の対象農地から除外となりますのでご注意ください。

水田の移動、調整等がある場合は、面積、数量を修正してください。

生産数量目標が変更となった場合、面積を修正してください。

『売る』又は『貸す』場合は、農地所在、面積、相手先の集落、氏名を記入してください。又、水稲特定作業委託の場合はその旨記入してください。

今後、水稲作付が困難な場合は、○印を記入してください。

『買う』又は『借りる』場合は、農地所在、面積、相手先の集落、氏名を記入してください。又、水稲特定作業受託の場合はその旨記入してください。

転作作物については、出荷の「有・無」を○印を記入してください。出荷が「有」の場合は、主な出荷先を記入してください。

作物等名については、具体的な作物名を記入してください。

減収を伴う栽培に取り組む場合は、栽培方法を記入してください。例「減減栽培(県認証、JA特裁、その他)」、「直播減減栽培」、「有機栽培」、「直播栽培」

減々栽培の場合は、「県認証」または「JA特裁」等の栽培取組先を記入してください。

生産数量目標内訳					
基準単収 A	基本生産数量 D=B(m ²)×A+1000 ×0.5442	調整数量 E	方針作成者裁量枠 上乗せ数量 F	担い手への 上乗せ数量 G	生産数量目標 H =D+E+F+G
kg/10a	小数点以下切捨 kg	kg	kg	kg	kg
549	5,941				5,941

水稲作付面積 C	加工用米面積+備蓄米面積+輸出用米面積 +米粉用米面積+飼料用米面積 J	主食用米 作付面積 K=C-J	取引状況 L=I-K
12,319 m ²	2,346 m ²	9,973 m ²	8.48 m ²

加工用米	荷先	袋	換算面積 m ²	複数年契約(一括管理)				出荷先	袋	換算面積 m ²
				R5~R7 (袋)	R6~R8 (袋)	R7~R9 (袋)	コメ新 (袋)			
うるち もち	JA北新潟	20	1,092				北新潟	3	163	
	(〇〇商店)	6	327				(〇〇商店)			
	JA北新潟						JA北新潟	2	109	
	(〇〇商店)						(〇〇商店)			
飼料用米	(〇〇商店)	10	546				米粉用米	2	109	

J=加工用米面積+備蓄米面積+輸出用米面積+米粉用米面積+飼料用米面積
換算面積の算出方法
面積=袋×30÷A×1000
小数点以下切捨

***注意:不作付けの場合、交付対象水田から除外されます

それぞれ面積等修正、記入し、需給調整取組状況を算出してください。

令和7年2月末日

参加先の生産調整方針作成者の代表者 殿
新発田市農業再生協議会
会長 宮村 正義 殿

住所 [表面申請者のとおり]
氏名 []

水稻生産実施計画書の提出について

私は、水稻生産実施計画書を提出するにあたり、下記の事項について承諾します。

記

- 1 水稻生産実施計画書の記載内容及び新発田市が整備した水田台帳並びに経営所得安定対策等交付金の交付要件を確認するために必要な証拠書類等に含まれる情報（以下「個人データ」という。）について、以下の必要な範囲において、他の関係機関が利用すること。
 - ① 経営所得安定対策等交付金（以下「交付金」という。）の交付等に係る事務
 - ② 新発田市農業再生協議会（以下「協議会」という。）における需要に応じた米の生産・販売の実施の確認に係る事務
 - ③ 協議会における生産調整方針作成者別の生産数量目標の目安の算定、生産調整方針作成者が行う方針参加農業者別の生産数量目標の目安の算定等の事務
 - ④ その他農地の確認等において、関係機関との間で実施する情報共有に係る事務
- 2 個人データに第三者の情報が含まれており、私が本書類を提出したことにより、その者が不利益を被った場合、私が責任を負い、貴協議会に責任が及ばないこととすること。
- 3 貴協議会が交付金の交付要件を満たすことを確認するために、必要な書類を求めに応じて提出すること。
- 4 貴協議会が行った交付要件等の確認結果に基づき、私が提出した営農計画書の内容を訂正すること。
- 5 交付金の交付対象水田に該当することの申告が必要な水田について、自らの判断により責任をもって申告を行うこと。
- 6 交付金の交付を受けた後であっても、私が交付要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、交付金の返還に応じること。

個人情報の取り扱い

組合は、農業保険法に基づき組合運営を行なっています。組合員の個人情報につきましては、個人情報保護法等に基づき「個人情報保護方針」等を定め、適切に利用するとともにその安全管理に努めています。

- 1 個人情報の取得・利用目的について
組合では次の目的に必要な個人情報を適正な手段で取得し、利用します。
 - (1) 組合員本人への共済事業における引受及び損害評価、共済金等の支払い
 - (2) 組合員本人への損害防止活動等の生産支援、防除費等の精算
 - (3) 組合員本人への共済事業における加入推進
- 2 個人情報の管理について
組合では、組織的、人的、技術的セキュリティとして下記のような措置を講じております。
 - (1) 組織体制の整備
個人情報の管理責任の明確化、取り扱いに関する規程・基準などの整備、苦情処理への対応等、組織として個人情報の適切な管理を行うための措置。
 - (2) 役職員及びNOSA I関係者の管理
役職員はもちろんのこと、職務上、組合員個々の情報を知り得る立場にあるNOSA I関係者に対して守秘義務の徹底の措置。
 - (3) 技術的管理
外部からの不正アクセスができないシステムの措置。
 - (4) 外部委託業者の管理
新規契約時の機密保持契約、委託した業務が適切に行われていることの監督等の措置。
- 3 個人情報の外部への提供について
組合では次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。
 - (1) 組合員本人が外部に提供することを同意されている場合
 - (2) 法令により例外として扱われるべき場合
 - (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関との共同利用
- 4 お問い合わせについて
ご本人の加入内容や、共済金の支払い内容に関する問い合わせにつきましては、下記までご連絡下さい。その際、ご本人であることを確認させていただきます。
新潟県農業共済組合 下越支所 総務課 電話 0254-33-3901
〔受付時間〕8：30～17：15（月～金）

※なお、組合ではホームページにて情報の開示を行っております。詳細につきましてはそちらもご覧ください。 ホームページのアドレス <https://www.nosai-niigata.or.jp/>

令和6年4月 新潟県農業共済組合